

5. 自然と共生し、安全・安心な環境を育むまち【自然・環境】進捗状況集計

達成状況評価基準	令和7年度評価		事業総合評価	
	取組数	割合	取組数	割合
A【100%又は100%以上】…事業が完了 又は 目標以上成果があった	0	0.0%	1	2.0%
B【70%～100%未満】…検討課題がほぼなく 又は あるものの事業を実施中	51	100.0%	50	98.0%
C【50%～70%未満】…事業の実施準備が完了 又は完了し事業に着手	0	0.0%	0	0.0%
D【20%～50%未満】…課題等への対応中 又は 事業の実施準備がほぼ完了	0	0.0%	0	0.0%
E【0%～20%未満】…未着手 又は 着手に向けて検討中	0	0.0%	0	0.0%

令和8年度事業の方向性					
区分	取組数	割合	区分	取組数	割合
A	0	0.0%	C	1	0.0%
	50	98.0%		0	0.0%
	1	0.0%	D	0	0.0%
B	1	2.0%	1	0	0.0%
	3	0	2	0	0.0%
			3	0	0.0%

※事業の方向性に関する説明は、【資料1】の1ページ目をご覧ください。

【自然・環境】施策評価

項目	取組名称	まちづくり戦略 (新規・拡充)	令和7年度事業内容・実績（見込）	令和7年度 評価	令和8年度の事業内容	令和8年度 の方向性	事業総合 評価	担当課
5 自然と共生し、安全・安心な環境を育むまち【自然・環境】								
1 自然環境の保全・活用								
1 水環境の保全や美化活動への連携づくり								
1 不法投棄の防止及び回収			神奈川県及び警察等関係機関と連携を図りながら、パトロール及び看板・監視カメラの設置等、不法投棄対策を実施しています。	B	看板や監視カメラの設置、パトロール等の不法投棄対策を継続して実施します。	B1	B	環境上下水道課
2 酒匂川統一美化キャンペーン・丹沢大山クリーンキャンペーン等による啓発・普及の推進			5月18日に実施した酒匂川統一美化キャンペーンでは518人が参加しました。10月26日に実施予定だった丹沢大山クリーンキャンペーンは天候不良により中止となりました。また、立花学園のほか各団体が主体的に実施する美化清掃の物品支給やごみ回収等の支援を行いました。	B	広報等での周知、自治会等の関係団体や県・連携企業等の関係機関との連携により参加者を募り、酒匂川統一美化キャンペーン（5月）及び丹沢大山クリーンキャンペーン（11月）を実施予定です。また、各団体が美化清掃活動を実施しやすい用、物品支給やごみ回収等の支援を行います。	B1	B	環境上下水道課
2 環境対策								
1 地球温暖化対策・クールチョイスの推進	拡充		地球温暖化対策実行計画に基づき、デコ活（=クールチョイス）の取組が地域住民の生活に定着するよう更なる普及啓発に取り組んでいます。また、役場を含めた主な事業所にヒアリングを行い、取組の実態の把握を行っています。	B	デコ活（=クールチョイス）の取組が地域住民の生活や地域の事業所に定着するよう、環境イベントの開催等により普及啓発に取り組みます。また、地球温暖化対策実行計画のうち事務事業編の改定を行います。	B1	B	環境上下水道課
2 スマートハウス普及の推進	新規		スマートハウス整備促進事業費補助金交付要綱に基づき、太陽光発電システム、HEMS、V2H充電設備、家庭用ヒートポンプ式給湯器等のほか、定置用リチウムイオン蓄電池を補助対象に加え、導入に対して補助金を交付し、各設備の普及促進に取り組んでいます。	B	広報及びホームページや環境イベント等による周知・啓発を徹底し、スマートハウス整備促進事業費補助金の利用促進と脱炭素に対する地域住民の意識の向上に取り組みます。	B1	B	環境上下水道課
3 木質バイオマス事業化の推進（再掲）			町内で生産された薪を用いて健康福祉センターの木質バイオマスボイラーの運用を行い、年間約60m ³ 程度の薪を使用する見込みです。また、事業の周知と薪需要の拡大を図るため、地域住民へ広報等によるPRを行う予定です。	B	木質バイオマスボイラーの運用状況を整理しながら、灯油の使用量の削減を進めるとともに、地域住民へ広報等によるPRを行うことで、事業の周知と薪需要の拡大を図ります。	B1	B	環境上下水道課
4 電気自動車等の普及促進	新規		電気自動車の普及促進と災害時の非常用電源の確保を図るための補助制度は、新規申請は令和5年で終了しましたが、補助金の継続交付を令和7年度まで行います。また、災害時の非常用電源としての活用に向け、防災訓練等での実動訓練を実施しました。	B	補助制度は終了しますが、カーボンニュートラルに向けた取組みとして普及促進を継続します。また、災害時の非常用電源としての活用に向け、地域と連携し、防災訓練等での実動訓練を引き続き実施します。	B1	A	環境上下水道課
3 花とみどりづくりの促進								
1 花とみどりいっぱい事業	拡充		配布希望のある自治会等へ花の種及び苗等の配布を行うとともに、町が管理する文久橋及び籠場橋のプランター、小田急線新松田駅前及びJR松田駅前の花壇等の植栽や水やりをボランティアの方の協力を得ながら行っています。	B	現行制度を継続しながら、協力自治会等への呼び掛けによる植栽箇所の増加や、町が管理する花壇を充実させるため、ボランティアを募集して植栽や水やりを実施します。	B1	B	環境上下水道課

【自然・環境】施策評価

項目	取組名称	まちづくり戦略 (新規・拡充)	令和7年度事業内容・実績（見込）	令和7年度 評価	令和8年度の事業内容	令和8年度 の方向性	事業総合 評価	担当課
2 河川・砂防・治山								
1 河川・砂防・治山施設の整備								
1 県に対する積極的な要望と地域との調整			事業を推進するため、神奈川県に対し、町村会を通じた「県の施策・予算に関する要望」を実施しました。	B	前年度同様、関係機関を通じて要望活動を行うことで整備を推進していきます。	B1	B	まちづくり課
2 小河川・水路の点検・整備								
1 点検や計画的な整備・推進			定期的な点検により整備の必要箇所の優先順位に基づき改修を行いました。	B	従来どおり整備必要箇所の優先順位に基づき改修を行っています。	B1	B	まちづくり課
3 景観								
1 景観行政の推進								
1 景観の整備・保全			まちづくり条例に基づく開発時等の事業内容の把握のほか、国・県からの制度に関する連絡事項を常に確認しています。	B	前年度同様、調査・検討を図るための情報収集を進めます。	B1	B	まちづくり課
2 魅力的なまち並みの整備								
1 景観行政の推進に係る各種支援			都市計画法で定める地区計画、建築協定に基づく該当地区の建築指導を行っています。	B	魅力的なまち並みを形成するため、適切な指導並びに活動を支援します。また、まちづくり活動については、活動の趣旨を地域の団体に周知していきます。	B1	B	まちづくり課
4 公園・緑地								
1 公園等の整備・維持管理								
1 公園・児童遊園地等の遊具整備・維持管理	拡充		遊具の定期点検及び修繕、園内の清掃や草刈等の環境整備、自治会への清掃委託、園内施設の維持管理に伴う修繕等を行っています。また、計画的に維持管理に取り組むとともに憩いの場・遊び場としての更なる充実を図るため、各施設の現状を改めて整理しています。	B	憩いの場・遊び場としての更なる充実を図るため、計画的な維持管理を継続し、より魅力的な公園とするための整備内容の精査や予算確保を図ります。	B1	B	環境上下水道課
2 緑化意識の高揚と緑化の推進								
1 緑化意識の高揚・「コスモス」の植栽等の推進			町中花壇への植栽や庁舎へのグリーンカーテン設置、公園・児童遊園地の桜を中心とした樹木の適正な管理により緑化を推進しています。	B	町中花壇の充実やグリーンカーテン等、公園・児童遊園地の桜・植栽管理を継続し、より一層の緑化と景観づくりに取り組みます。	B1	B	環境上下水道課
3 西平畠公園及び松田山ハーブガーデンの管理・運営								
1 西平畠公園及び松田山ハーブガーデン活用促進	拡充		令和5年7月1日から指定管理者が管理をおこなっており、指定管理3年目として、業務の確認・管理及び指定管理者からの提案に基づく事業の推進に取組んでいます。 施設改修として給水ポンプ改修及びハーブ館屋上防水工事、公園整備として国補助金を活用したインバウンド受入環境整備事業を実施します。	B	日常の施設管理及び指定管理者の提案の実現に向けた取組みについて、管理・指導していきます。	B1	B	観光経済課
4 子どもの館・自然館の活動の推進								
1 子どもの館及び自然館の利用促進			各種講座・教室の開催に取り組んでいます。	B	指定管理者制度を導入し、民間活力による魅力的な施設としての集客・サービスの展開、維持管理コストの縮減を推進します。	B1	B	観光経済課
5 ふるさと鉄道の維持管理・運営								
1 ふるさと鉄道活用促進			令和5年7月中旬からミニSL号とロマンスカー号については老朽化により故障し、令和6年度からはミニSL号は修繕により運行を再開しています。 ロマンスカー号については、オーバーホールによる車両修繕を実施します。	B	今後のふるさと鉄道の運用について、改めて方針を整理するとともに、方針に則った修繕・更新を行うための計画立案について調整を図ります。	B1	B	観光経済課

【自然・環境】施策評価

項目	取組名称	まちづくり戦略 (新規・拡充)	令和7年度事業内容・実績（見込）	令和7年度 評価	令和8年度の事業内容	令和8年度 の方向性	事業総合 評価	担当課
	6 パークゴルフ場の維持管理・運営							
	1 パークゴルフ場の活用促進	拡充	令和5年度から継続して指定管理者による管理運営を実施しています。	B	指定管理期間の満了に伴い、施設の用途・利用者の性質踏まえた適切な管理体制及び運用方針について見直しを図ります。	B1	B	観光経済課
	5 消防・救急							
	1 消防組織・体制の充実							
	1 広域消防との連携強化		災害現場で相互に協力して円滑な活動をするため、小田原市消防本部の主催する行事への参加など、日頃から顔の見える関係の構築に取組みました。	B	小田原市消防本部の実施する消防団広域連携事業や連絡会議など、積極的に参加します。	B1	B	安全防災担当室
	2 消防団詰所等の改修		公共施設個別施設計画に基づき、第5分団詰所の改修を実施します。	B	今後も公共施設個別施設計画に基づいた施設整備を行い、施設の現状から判断した改修を実施します。	B1	B	安全防災担当室
	3 消防車両の更新		平成12年に導入した第4分団の車両の更新を行います。 また、車両の点検やポンプ性能検査を行い、各分団の所有する消防自動車を維持管理しています。	B	随時車両更新の検討を行います。	B1	B	安全防災担当室
	4 消防団員の管理・維持		令和7年10月1日より消防団員の条例定数を164人から144人に見直しました。 引き続き、各分団は消防団員の確保に努めています。 R7.10.1現在 団員数：124人 欠員：20人 ※うち機能別消防団員数：22人	B	各分団において、新入団員の確保を図ります。 町としても団員募集の広報を実施します。	B1	B	安全防災担当室
	5 機能別消防団員の確保		令和元年10月より機能別消防団員制度を創設しています。機能別消防団は、平日昼間等に火災が発生した場合など、消防力の補完を目的としています。 条例定数：35人 R7.10.1現在 機能別消防団員数：20人	B	消防団員の退団等の際の勧誘や広報の実施、併せて可搬ポンプの操作や車両の運転など、機能別消防団員の役割・業務内容の検討を進めています。	B1	B	安全防災担当室
	6 消防団業務のデジタル化	新規	令和5年度に導入した消防団活動支援システムの携帯用アプリケーションについては、消防団と活用の方法について調整しましたが、アプリケーション導入前の連絡方法の方が実用的であることが判明したため、LINEを活用しています。	B	携帯用アプリケーションの使用については分団長会議等で調整し、導入時期については再考します。	B1	B	安全防災担当室
	2 火災予防の推進							
	1 防火意識の啓発		消防団による防火広報や全世帯へ防火チラシの配布、町公式サイトを通じて防火防災意識の啓発を行いました。	B	各期火災予防運動期間中に、消防団による防火広報や全世帯へ防火チラシの配布、町公式サイトを通じて防火防災意識の啓発を継続していきます。	B1	B	安全防災担当室
	2 住宅用火災警報器の設置促進		住宅用火災警報器については、町民の方に設置を促しました。また、火災警報器（100個）の無償配付を実施しています。 R7.9末配布数：29個 設置率：79.2%	B	継続し、住宅用火災警報器の設置を促進していきます。 また、令和8年度も火災警報器（100個）の無償配付を引き続き実施します。	B1	B	安全防災担当室
	6 防災対策							
	1 防災体制の充実							
	1 地域防災計画の見直し		次期地域防災計画修正に向け、修正作業を実施しています。	B	引き続き地域防災計画をH.P.に掲載・精査し、必要な都度修正します。	B1	B	安全防災担当室

【自然・環境】施策評価

項目	取組名称	まちづくり戦略 (新規・拡充)	令和7年度事業内容・実績（見込）	令和7年度 評価	令和8年度の事業内容	令和8年度 の方向性	事業総合 評価	担当課
2 自主防災組織力の向上	2 防災協定の締結		R7.5月に民間企業（株）ACSL）、R7.6に民間企業（SCN株）、R7.8に民間企業（NUVVE JAPAN株）と災害時応援協定を締結しました。	B	今後も、避難所、物資補給、富士山避難等協定内容を区分し、真に必要な災害協定の新規締結及び見直しを実施していきます。	B1	B	安全防災担当室
	3 各種マニュアルの整備		業務継続計画(町BCP)、国民保護計画の改定を実施しています。	B	各種計画について、都度内容を確認・精査します。	B1	B	安全防災担当室
	4 要配慮者の災害時避難の支援	新規	福祉課及び民生委員、自主防災会等と連携し要配慮者に対する個別避難計画の作成を支援しました。	B	福祉課及び策定する個別避難計画の内容について、都度内容を確認・精査します。	B1	B	安全防災担当室
	2 自主防災組織力の向上							
	1 防災訓練の実施	拡充	令和7年度は、近年の異常気象による夏場の高温時期を避け、10月5日（日）に実施します。	B	令和8年度は今年度と同様、近年の異常気象による夏場の高温時期を避けた日程とし、地震だけでなく洪水や土砂災害を想定した訓練も実施する必要があります。	B1	B	安全防災担当室
	2 自主防災組織の育成支援	拡充	防災講話や自主防災リーダー研修を実施して、自主防災力の向上を図ります。 9/20（防災講話・ペット防災27名参加）、R8/2/6（県防災センター）、2/15（富士山噴火防災講話）、3/中（道路交通法改正） 地区防災計画策定済（H18.9中央、H30.3谷戸、R2.4城山、R3.11仲町、R4.4大寺宮地、R6.11湯の沢）	B	防災講話、自主防災リーダー研修は継続し、防災資機材等のハード面と地区防災計画の作成等のソフト面をそれぞれ強化する必要があるため、自主防災会の現状を把握し「地区防災計画作成マニュアル」を更新します。	B1	B	安全防災担当室
	3 防災施設整備等の推進							
	1 防災行政情報提供設備等の整備		戸別受信機の配布及び住民の方からの要望を取り入れ、防災行政無線の軽微な修繕を行いました。	B	すぐメールまつだの登録やフリーダイヤルの活用、SNSの活用などを含め運用の周知・拡大を継続してまいります。	B1	B	安全防災担当室
	2 防災備蓄品の整備		災害時に必要な食糧や物品等の整備に取組みました。 また、災害時の食料確保等についてもご家庭で備えていただくよう周知しています。	B	災害時に必要な食糧や物品等の整備を進めます。 火山災害等備蓄基準に基づいた量を確保していきます。	B1	B	安全防災担当室
	3 生活用水の確保		災害時に必要な生活用水について確保するため、ライフラインの応急対策を検討しました。 また、企業と災害時における協定を締結し、協力体制を構築しました。	B	災害時に必要な生活用水を確保するため、水源の確保要領を具体化します。企業と災害時における協定の締結を進めるとともに、平時から協力体制を推進していきます。	B1	B	安全防災担当室
	4 飲料水の確保		令和7年度中に役場庁舎前駐車場の飲料水型耐震性貯水槽の点検を実施します。 また、令和6年度に災害協定を締結した富士忍野名水株と富岳通運株と連携し、県外にも飲料水を確保し、災害時に調達できる体制を整備します。	B	町内の耐震性貯水槽について維持管理を実施します。 また、ペットボトルによる備蓄を計画的に実施します。	B1	B	安全防災担当室
4 災害に強いまちづくりの推進								
1 耐震改修促進計画の推進			耐震関係補助金の要綱の内容を精査し、耐震診断等の補助対象、補助率、限度額等を拡充しました。 令和7年6月1日住宅耐震改修工事費補助金交付要綱一部改正を実施。 耐震改修促進計画の見直しを実施予定。	B	国や県の動きを勘案し、改めて要綱を見直すほか、令和8年度に予定している耐震改修促進計画の改定に基づき、引き続き耐震化を推進します。	B1	B	まちづくり課
	2 木造住宅耐震診断の推進		木造建物の耐震診断の補助事業を普及するため、広報（年3回掲載）、個別訪問、建築士事務所協会と連携した無料相談会の実施を計画しているほか、補助要綱を改正し、対象を拡充しました。 令和7年度実績：0件	B	国や県の動きを勘案し、改めて要綱を見直すなど、耐震改修促進計画に基づき、耐震化を推進します。	B1	B	まちづくり課

【自然・環境】施策評価

項目	取組名称	まちづくり戦略 (新規・拡充)	令和7年度事業内容・実績（見込）	令和7年度 評価	令和8年度の事業内容	令和8年度 の方向性	事業総合 評価	担当課
6	3 生垣設置、危険ブロック塀撤去の推進		地震の際に倒壊する危険のあるブロック塀を撤去し、生け垣を設置する補助事業を普及するため、広報への掲載（年3回予定）により町民にPRします。 R7年度実績 生垣設置：0件 危険ブロック塀撤去：2件	B	令和7年度同様、災害に強いまちづくりを推進するため、普及活動に取り組みます。	B1	B	まちづくり課
	4 木造住宅耐震改修の推進		木造建物の耐震改修の補助事業を普及するため、広報（年3回掲載）、建築士事務所協会と連携し無料相談会で簡易診断を実施し、広く町民にPRします。令和7年6月1日住宅耐震改修工事費補助金交付要綱一部改正を実施し、対象要件をS56年以前の建物からH12年以前の建物に緩和しました。	B	国や県の動きを勘案し、改めて要綱を見直すなど、耐震改修促進計画に基づき、耐震化を推進します。	B1	B	まちづくり課
	5 応急危険度判定士、木造住宅耐震実務者の登録の推進		神奈川県建築物震後対策推進協議会が実施する応急危険度判定講習会への参加及び応急危険度判定士としての登録を推進します。	B	神奈川県建築物震後対策推進協議会が実施する応急危険度判定講習会への参加及び応急危険度判定士としての登録を推進していきます。	B1	B	まちづくり課
7	防犯対策							
1 防犯体制の強化・啓発								
1	地域防犯組織の育成支援		各地域に防犯ボランティア10団体が編成されています。 昼夜を問わずパトロールを行い、犯罪予防などに取組んでいます。 R7.9現在 10団体（133名）	B	引き続き防犯ボランティアの活動を支援します。	B1	B	安全防災担当室
2	防犯パトロールの定期的な実施		防犯指導員がパトロールを実施し、交通事故防止及び犯罪予防に取組んでいます。	B	引き続き防犯指導員がパトロールを強化し、町はそれに対する支援をします。	B1	B	安全防災担当室
3	あんしんメール・同報無線・広報・パンフレット等による情報発信		町民全体に周知できるよう、同報無線・すぐメール（登録3,188人）等を活用し、さらには広報やパンフレット、SNSを活用することで防犯体制を強化しました。	B	町民全体に周知できるよう防犯体制を強化していきます。各種防災情報に関し幅広い年齢層への周知を強化していきます。	B1	B	安全防災担当室
2 安全な環境づくりの推進								
1	防犯灯の設置・維持管理		平成26年度から町内全域の防犯灯をLEDに交換しており、令和7年6月末日をもって維持管理契約が満了となりました。今後の維持管理については、当面の間町で実施します。 R7.9末現在 1,290灯	B	今後の維持管理については、当面の間町で実施します。	B3	B	安全防災担当室
2	防犯カメラの設置・維持管理		維持管理を実施するとともに、警察の依頼で映像の提供を行いました。 新規箇所に4か所設置予定で、維持管理するとともに、防犯カメラの設置を検討していきます。 新規設置（ロマンス通り、仲町商店街、神山、萱沼）	B	引き続き、新規または更新設置箇所を検討し、維持管理をします。	B1	B	安全防災担当室
8	交通安全対策							
1 交通安全施設の整備・推進								
1	交通安全施設の整備		危険個所に交通事故防止対策の効果的な安全表示を設置しました。 また、幼児・児童が安全に道路を横断できるよう、横断旗の維持管理を行いました。	B	老朽化した看板の交換や交通事故防止対策の効果的な安全表示の実施します。 また、横断旗の維持管理を行います。	B1	B	安全防災担当室

【自然・環境】施策評価

項目	取組名称	まちづくり戦略 (新規・拡充)	令和7年度事業内容・実績（見込）	令和7年度 評価	令和8年度の事業内容	令和8年度 の方向性	事業総合 評価	担当課
	2 交通安全教育の普及							
	1 幅広い層への交通安全教育の充実		小学生児童に交通安全教育の推進、交通安全意識の普及・啓発に努めました。また、道路交通法の改正に伴い、子どもから高齢者までを対象とした自転車用ヘルメットの購入費の補助を開始しています。	B	松田警察署、交通指導隊と連携し、交通事故を防ぐため、全世代に交通安全教育の推進、交通安全意識の普及・啓発に努め、交通安全運動を推進します。	B1	B	安全防災担当室
	2 交通安全運動等を通じた広報活動の充実		各期交通安全期間中に、町交通指導隊員が夜間街頭監視及び交通安全指導車での町内広報を行い、交通事故防止を呼びかけています。	B	昨年と同様に各期交通安全期間中に町交通指導隊員から夜間街頭監視及び交通安全指導車での町内広報を実施しするとともに、HP等積極的に広報していきます。	B1	B	安全防災担当室
	3 交通安全に関する主体的活動の推進							
	1 交通指導隊の活動支援		指導隊の交通安全活動の支援をするとともに、交通事故防止に努めています。また、各種行事の際には交通指導隊の協力のもと交通誘導などを実施しました。	B	昨年度に引き続き、指導隊の交通安全活動の支援をするとともに、交通事故防止に努めます。各種行事の際には交通指導隊の協力のもと交通誘導などを実施します。	B1	B	安全防災担当室
	2 交通整理員や防犯ボランティアの配置		交通整理員（警察・指導隊等）や防犯ボランティアが児童の登下校時、交通安全活動の協力をしていただいています。	B	昨年と同様に交通整理員（警察・指導隊等）や防犯ボランティアが児童の登下校時、交通安全活動に協力していただきます。	B1	B	安全防災担当室
	4 交通事故被害者等への支援							
	1 交通事故被害者支援		各期交通安全運動について、広報等を通じ周知しました。また、車両の交通による人の死傷について、町民に対し周知しました。	B	引き続き車両の交通による人の死傷及び歩行者の踏切における死傷について、申請がある場合は当事者またはその遺族に対し見舞金を支給します。	B1	B	安全防災担当室